

## 障害者・高齢者・母子関連施設との一定の随意契約について

標記の件について、以下の運用としますのでお知らせいたします。



### ①運用

茂原市で発注する障害者・高齢者・母子関連施設との一定の随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく契約)について、契約内容等を事前に公表し、受注可能な対象事業所からの見積合わせにより契約の相手方を決定します。

### ②対象事業者・契約種

・茂原市内の障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が製作した物品を購入する契約

・茂原市内の障害支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から役務の提供を受ける契約

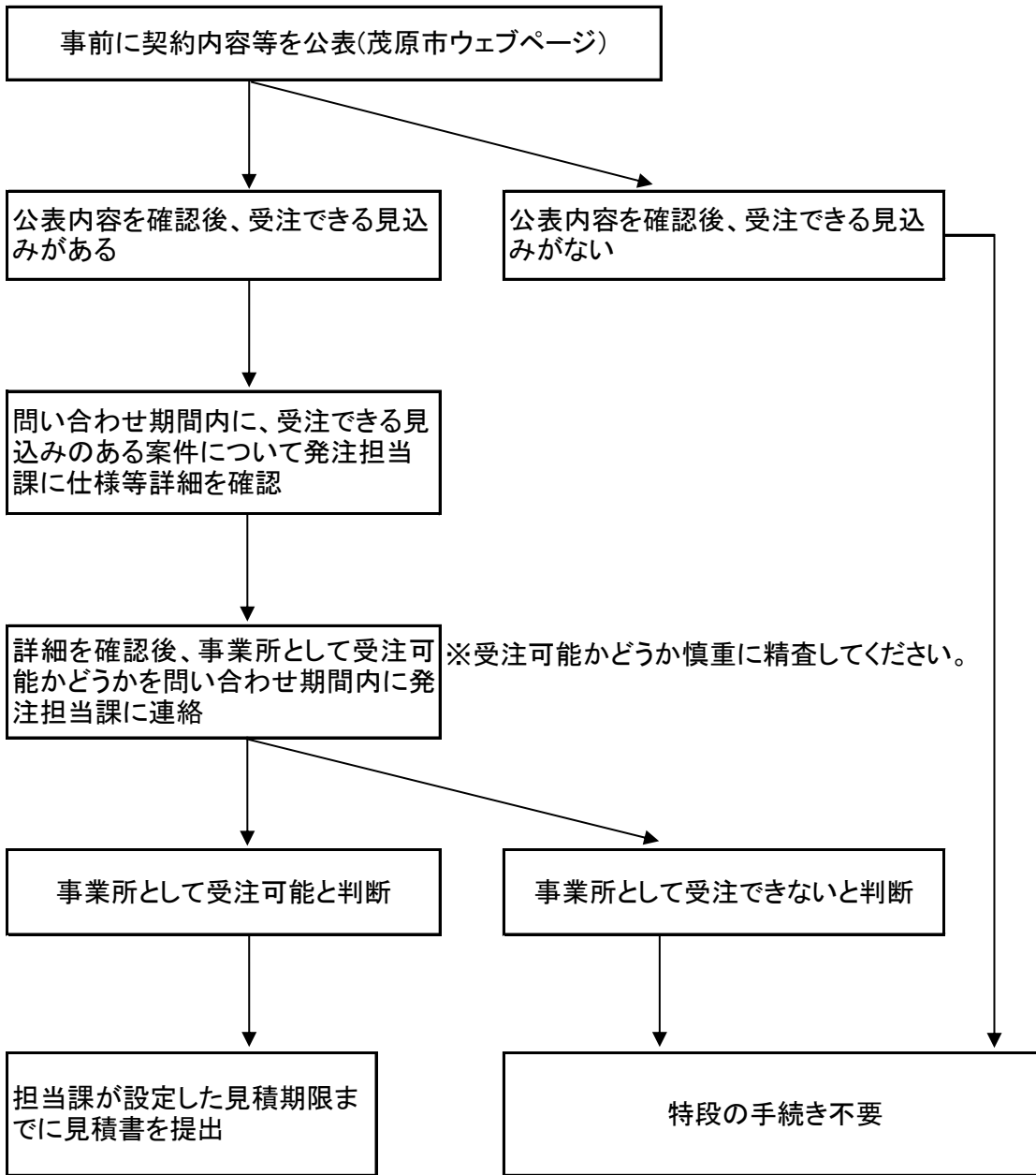
※上記対象事業者以外は契約することができません。

### ③対象事業者の方へ

受注できる見込みのある案件がありましたら、問い合わせ期間内に発注担当課へご連絡いただき、仕様等の詳細を確認してください。確認後、受注可能であれば、見積書を発注担当課へ提出してください。

※契約後、業務の履行ができない、契約内容に違反した場合などは、契約解除とともに損害賠償請求する場合があります。受注可能かどうかは慎重に精査したうえで判断してください。

# 契約までの流れについて



※見積書を提出した事業所の中で、最安値の事業所と契約になります。